

山梨県伝統的工芸品産業産地振興対策費補助金交付要綱

(通則)

第1条 伝統的工芸品産業産地振興対策費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）第4条第1項に定める協同組合等（以下「協同組合等」という。）が行う伝統的工芸品（伝統的工芸品用具及び伝統的工芸品材料を含む。以下同じ。）産業産地振興事業（後継者の確保・育成、技術・技法の記録収集・保存、原材料の確保、需要の開拓、意匠の開発）に要する経費の一部を補助することにより、伝統的工芸品産業における中小企業の振興を図り、もって県民生活に豊かさと潤いを与えとともに、地域経済の発展に寄与することを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第3条 知事は、協同組合等が行う伝統的工芸品産業産地振興事業であつて、国の交付を受けて実施する伝統的工芸品産業支援補助金交付要綱に定める事業（以下「補助事業」という。）に必要な経費のうち、別表に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

3 この要綱でいう補助対象経費は、補助事業に要する経費のうち、交付決定された国庫補助金の額を控除した額とし、国庫補助金の額を上限とする。

(交付の申請)

第4条 協同組合等は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1に定める補助金交付申請書（以下「申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 協同組合等は、前項の補助金の交付を申請するにあたって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税法の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定に基づく申請書の提出があり、その内容を審査のうえ適当と認めたときは、様式第2により補助金交付決定通知書により当該協同組合等に通知するものとする。

2 知事は、前項による交付の決定を行うにあたっては、前条第2項による補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額するものとする。

3 知事は、前条第2項のただし書きにより交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取り下げ)

第6条 協同組合等は、補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、当該交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第7条 協同組合等は、次の各号の一つに該当するときは、あらかじめ様式第3に定める変更承認申請書を知事に提出し、その承諾を受けなければならない。

(1) 申請書に記載された経費の区分ごとの配分を変更しようとするとき。ただし、区分ごとに配分された額の20%を越えない場合を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、変更が軽微で補助金交付決定額に変更が生じない場合を除く。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止するとき。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事業遅延等の報告)

第8条 協同組合等は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに様式第4に定める報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第9条 協同組合等は、補助事業の遂行及び収支の状況について知事から要求のあったときは、すみやかに様式第5に定める報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 協同組合等は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から30日を経過した日、又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに補助事業の実績について、様式第6に定める補助事業実績報告書を知事に提出しなければならない。この場合において、やむを得ない理由によりその提出が困難になったときは、知事の承認を得なければならない。

2 協同組合等は、前項の実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合は、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は前条第1項の規定により提出された補助事業実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、これを協同組合等に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第12条 知事は、前条の規定に定める補助金の額を確定した後において協同組合等から様式第7号による支払請求書が提出されたときは、補助金を支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、協同組合等は、補助事業の完了前に補助事業に必要な経費の支払を受けようとするときは、様式第7に定める支払い請求書を提出することができ、知事は、その内容を審査のうえ必要と認めたときは概算払いをすることができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 協同組合等は、補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第8によりすみやかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部または一部の返還を命ずる。

3 前項の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取り消し)

第14条 知事は、協同組合等が補助金を他の用途に使用し、その他補助金の交付決定の内容又は条件に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(取得した財産の処分)

第15条 協同組合等は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得価格が50万円を超えるもの）について処分をしようとするときは、知事の承認を受けなければならない。

(補助金の経理等)

第16条 協同組合等は、補助事業の経理については、他の経理と区分して帳簿及びすべての書類を整理し、その収支状況等を明らかにするため、事業の終了する日の属する年度の終了後5年間保存しておくなければならない。

(附則)

この要綱は、平成6年8月4日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成16年5月25日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表

補助対象経費

事業区分	補助対象経費		補助率
	経費区分	内容	
後継者育成事業	① 後継者・従事者育成		1 / 2 以内
	研修講師謝金	講師謝金	
	研修講師旅費	講師旅費	
	研修旅費	研修旅費（研修カリキュラムに基づく産地外研修実施分に限る）	
	研修教材等諸費	テキスト代（資料作成・印刷費、資料コピー費、教材用図書購入費）、研修に要する原材料購入費、簡単な工具・用具類の購入費、研修室借料、資料購入費・借料（工程を示した実物見本、完成品を含む）、アルバイト賃金、保険料、機器・道具類借料	
② 若年層等後継者創出育成			
	研修講師謝金	講師謝金	
	研修講師旅費	講師旅費	
	職員旅費	事務局員打合せ旅費	
	研修旅費	研修旅費（研修カリキュラムに基づく産地外研修実施分に限る）	
	実習・指導費等	実施要領作成・印刷費、実習ガイド作成・印刷費、実習に要する原材料購入費、簡単な工具・用具類の購入費、資料コピー費、実習工房等借料、資料購入費・借料（工程を示した実物見本、完成品を含む）、機器・道具類借料、車両借上費（複数の実習会場間移動限定）、アルバイト賃金、保険料、報告書作成費	
	広報費	募集案内・ポスター作成費又は外注費、発送費	
技術・技法の記録 収集・保存事業	企画会議費	委員謝金、委員旅費、会場費、会議費	
	資料収集費	文献等購入費、作品購入費、文献等借料	
	記録フィルム等、 記録文献作成費	専門家謝金、記録フィルム等・記録文献作成費、外注費、印刷製本費	

<p>原材料確保対策事業</p>	<p>企画会議費 研究会費 原材料開発研究調査費</p>	<p>委員謝金、委員旅費、会場費、会議費 研究員謝金、研究員旅費、会場費、会議費 調査旅費、報告書作成費、原材料収集・分析・調査費、外注費</p>
<p>需要開拓事業</p>	<p>企画会議費 展示会開催等事前準備費 展示会開催等事業費 展示会等成果検討費</p>	<p>委員謝金、委員旅費、専門家謝金、専門家旅費、会場費、会議費 マーケティング調査費、事務打合せ旅費、通信連絡費、印刷・広報費（ポスター・パンフレット・開催要領・案内状作成費、発送費、掲載費等）、アルバイト賃金、映像資料等作成費、翻訳費 出展旅費、会場費、設営・装飾費、出品物梱包及び運送費、通訳・翻訳費、アルバイト賃金、保険料、外注費、知財権出願関連費、展示会場内において実演等を行う場合の実演料等謝金、実演等旅費、原材料費（必要最小限の量） 検討委員謝金、検討委員旅費、会場費、 会議費、成果アンケート調査用紙印刷費、アンケート調査集計アルバイト賃金、検討用資料印刷費、報告書作成費、翻訳費</p>
<p>意匠開発事業</p>	<p>企画会議費 意匠開発費 求評会開催等事業費 求評会等成果検討費</p>	<p>委員謝金、専門家謝金、専門家旅費、会場費、会議費 専門家コンサルタント雇用料、専門家コンサルタント旅費、新作品試作料 会場費、会場設営費、求票会運営費（案内状作成費、パンフレット作成費、発送費） 謝金、検討委員会会場費、検討委員会会議費、成果アンケート調査用紙印刷費、アンケート調査集計アルバイト賃金、検討用資料印刷費、報告書作成費</p>

様式第1

番 号
平成 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

住 所
組 合 名 印

県 補 助 金 交 付 申 請 書

本組合は、平成 年度において行う伝統的工芸品産業産地振興事業において下記のとおり補助金を受けたいので、山梨県伝統的工芸品産業産地振興対策費補助金交付要綱第4条の規定に基づき補助金の交付を申請します。

記

- 1 補助事業等の名称
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助金交付申請額
- 4 実行計画書（別添のとおり）
- 5 補助事業等の開始及び完了予定日

（注）仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税等仕入控除税額} = \text{補助金額}$$

別添

実行計画書

- 1 事業区分の名称
- 2 実施団体名
- 3 事業の具体的実施内容

4 補助対象経費等

経費区分	補助事業に要する経費	国庫補助対象経費	国庫補助金の額	補助対象経費	補助率	補助金の額	備考
	円 (A)	円 (B)	円 (C)	円 (D) = (B) - (C) 但し (C) が上限	(D) × 1/2	円	
計							

5 補助事業に要する経費の調達方法

県補助金	円
自己資金	円
計	円

- 注1 各事業区分ごとに記載すること
- 2 補助事業に要する経費の内訳表を添付すること

様式第2

番 号
平成 年 月 日

殿

山梨県知事

県補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け第 号で交付申請のあった平成 年度伝統的工芸品産業産地振興対策費補助金については、山梨県伝統的工芸品産業産地振興対策費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定により下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け第 号で交付申請のあった県補助金交付申請書に記載のとおりとする。
- 2 補助金の額並びに補助対象経費及びその区分ごとの配分額は別紙のとおりとする。
- 3 要綱第7条による変更承認は、その事実が生じた際、速やかに申請すること。
ただし、第7条第1項（1）ただし書及び（2）ただし書に該当する場合は変更承認を要しないものとする。
- 4 補助事業終了後は要綱第10条に基づき、補助事業実績報告を知事に提出すること。
なお、実績報告書には事業の内容を証する写真を3葉以上添付すること。
- 5 補助事業者は、山梨県補助金等交付規則及び要綱で定めるところに従わなければならない。
- 6 補助事業期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。
- 7 補助金に係る消費税等相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額することとなる。

別 紙

1 補助金の額 円

2 補助対象経費の額 円

3 事業区分ごとの補助対象経費の区分及び区分ごとの配分額

区 分	補助事業に要する 経費	国庫補助 対象経費	国庫補助金 の額	補助対象 経費	補助金の額
	円	円	円	円	円
そ の 他					
合 計					

様式第3

番 号
平成 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

住 所
組 合 名 印

県補助金に係る補助事業の計画の変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった伝統的工芸品産業産地振興事業の（内容、経費の配分）を下記のとおり（変更、中止、廃止）をしたいので、山梨県伝統的工芸品産業産地振興対策費補助金交付要綱第7条の規定に基づき申請します。

記

- 1 計画変更の内容と理由
- 2 計画変更後の経費の配分及び算出基礎

区 分	補助事業に 要する経費		国庫補助対象経費		国庫補助金の額		補助対象経費		補助金の額	
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
その他										

- 3 計画変更が補助事業に及ぼす影響

様式第4

番 号
平成 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

住 所
組 合 名 印

県補助金に係る補助事業の事業遅延（事故）報告

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった伝統的工芸品産業産地振興事業に係る事業遅延（事故）について、山梨県伝統的工芸品産業産地振興対策費補助金交付要綱第8条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 事業遅延（事故）の内容及び原因
- 2 補助事業の現在の進捗状況
- 3 補助事業の見通し
- 4 事業遅延（事故）防止のためにとった措置
- 5 事業遅延（事故）に係る金額

（添付書類）

事業遅延（事故）の理由を立証する書類を添付すること。

様式第5

番 号
平成 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

住 所
組 合 名 印

県補助金に係る補助事業の遂行状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった伝統的工芸品産業産地振興事業に係る遂行状況を山梨県伝統的工芸品産業産地振興対策費補助金交付要綱第9条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の概要及び遂行状況
- 2 補助対象経費の使用状況
- 3 補助事業の効果

様式第6

番 号
平成 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

住 所
組 合 名 印

県補助金に係る補助事業の実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった伝統的工芸品産業産地振興事業を完了したので、山梨県伝統的工芸品産業産地振興対策費補助金交付要綱第10条の規定に基づき別添のとおりその実績を報告します。

(注) 仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税等仕入控除税額} = \text{補助金額}$$

(別添)

- 1 事業区分の名称及び内容
- 2 産地組合名
- 3 補助事業の収支

(1) 収 入

費 目	金 額 (円)
補 助 金	
自 己 資 金	
合 計	

(2) 支出

区分及び 費 目	補助事業に要した 経費		国庫補助対象経費				国庫補 助 金 充 当 額		
	計画額	実績額	計画額	流用額	流用後 計画額	実績額	計画額	交 付 決定額	実績額
そ の 他	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合 計									

区分及び 費 目	補助対象経費				補 助 金 充 当 額		
	計画額	流用額	流用後 計画額	実績額	計画額	交 付 決定額	実績額
そ の 他	円	円	円	円	円	円	円
合 計							

- 4 補助事業の実施内容及び補助対象経費内訳

(1) 後継者育成事業

① 研修実績

区 分	研 修 日	研 修 時 間	研 修 内 容	受 研 人 員	講 師 名	講 師 謝 金	備 考
	年 月 日	時 間		人		円	
合 計	延 日 間			延		円	

注1 受研者名簿を添付すること

2 区分の欄は、例えば、デザイン部門、生活部門等の研修部門名を記入すること

3 研修内容欄は、例えば、〇〇〇の伝統について、木目の組み合わせ方法について等、研修の具体的な内容を簡単に書くこと

② 旅費

(研修講師旅費、研修旅費、職員旅費)、

日付	区間	金額	氏名	内容	備考
年月日		〇〇~〇〇		円	
合計 円					

③ 研修教材等諸費 実習・指導費等

教材等の品名	数量	単価	金額	使用目的	備考
		円	円		
合計					

注 使用目的欄には、その用途が特にまぎらわしいものについて、例えば、デザイン研修のための被写体等その具体的用途を簡単に書くこと

④ 広報費(募集案内・ポスター作成費又は外注費、発送費)

項目	品名等	用途	数量	金額	備考
〇部		単価×数量			外注・委託した場合は、以下の項目を記載 ①外注先・委託先 ②契約日・期間 ③納品日・検収日 ④金額 ⑤内容
合計 円					

(2) 技術・技法の記録収集・保存事業

① 事業の具体的実施内容

② 企画会議費

開催年月日	開催場所	出席人数	会議内容	経費内訳	備考
		人		円	
合計					

③ 資料収集費

資料の名称	数量	単価	金額	備考
		円	円	
合計				

④ 記録フィルム・記録文献作成費

氏 名	数 量	経 費 内 訳	委 員 氏 名	備 考
		円		
合 計				

(3) 原材料確保対策事業

① 事業の具体的実施内容

② 企画会議費

開催年月日	開催場所	出席人数	会議内容	経 費 内 訳	備考
		人		円	
合 計					

③ 研究会費

開催年月日	開催場所	出席人数	会議内容	経 費 内 訳	備考
		人		円	
合 計					

④ 原材料開発研究調査費

調査年月日	開催場所	出席人数	会議内容	経 費 内 訳	備考
		人		円	
合 計					

区 分	経 費 内 訳	備 考
報告書作成費	円 (合計)	
原材料分析費	円 (合計)	

(4) 需要開拓事業

① 事業の具体的実施内容及び展示会の名称

② 企画会議費

開催年月日	開催場所	出席人数	専 門 家 氏 名	会議内容	経 費 内 訳	備考
		人			円	
合 計						

③ 展示会開催等事前準備費

区 分	実施期間	経費内訳	備考
事務打合せ旅費			
通信連絡費			
印刷広報費			
合 計			

④ 展示会開催等事業費

開催時期	開催場所	区 分	数量	経費内訳	備考
		出品物梱包及び運送費			
		装 飾 費			
		会 場 費			
		合 計			

⑤ 展示会等成果検討費

開催時期	開催場所	区 分	数量	経費内訳	備考
		会場費及び会議費			
		アンケート調査用紙印刷費			
		アンケート調査集計			
		アルバイト賃金			
		検討用資料印刷費			
		報告書作成費			
		合 計			

注) 1 実施した事業区分ごとに記載すること

2 報告書、パンフレット等を作成した場合には、その資料等を添付すること

(5) 意匠開発事業

① 事業の具体的実施内容及び展示会の名称

② 企画会議費

開催年月日	開催場所	出席人数	会議内容	経費内訳	備考
		人		円	
合 計					

③ 意匠開発費

開催年月日	開催場所	出席人数	会議内容	経費内訳	備考
		人		円	
合 計					

	品名	種類	ロット又は点数	経費内訳	備考
商品試作費					
合計					

④ 求評会開催事業費

開催時期	開催場所	区分	数量	経費内訳	備考
		会場設営費			
		求評会運営費			
		会場費			
		合計			

⑤ 求評会成果検討費

開催時期	開催場所	区分	数量	経費内訳	備考
		会場費及び会議費			
		アンケート調査用紙印刷費			
		アンケート調査集計			
		アルバイト賃金			
		検討用資料印刷費			
		報告書作成費			
		合計			

注) 1 実施した事業区分ごとに記載すること

2 報告書、パンフレット等を作成した場合には、その資料等を添付すること

様式第7

番 号
平成 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

住 所
組 合 名 印

県補助金（精算、概算払）請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった伝統的工芸品産業産地振興対策費補助金について山梨県伝統的工芸品産業産地振興対策費補助金交付要綱第12条の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

補助金の概算払を受けようとする理由

交 付 決 定 済 額	円
既 受 領 済 額	円
今 回 請 求 額	円
残 額	円

振込先金融機関名 銀行 支店

金庫

預貯金の種別・番号 普通、当座、通知、別段

(該当するものに○印)

番号

金融機関に登録した住所 〒

預貯金口座名

様式第 8

番 号
平成 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

住 所
組 合 名 印

平成 年度消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

山梨県伝統的工芸品産業産地振興対策費補助金交付要綱第 1 3 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|----------------------------|---|
| 1 | 補助金額（交付要綱第 1 1 条による額の確定額） | 円 |
| 2 | 補助金の確定時における消費税等仕入控除税額 | 円 |
| 3 | 消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 円 |

（注）別紙として積算の内訳を添付すること